

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する</u> <u>(理事長の報酬の特例)</u> <u>2 令和 6 年 12 月に支給する理事長の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額</u> <u>(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</u> <u>(副理事長の報酬の特例)</u> <u>3 令和 6 年 12 月に支給する副理事長の期末手当の額は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 5 に相当する額</u> <u>(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。</u></p>	(新規)	•理事長及び副理事長の令和6年12月期の期末手当にを減額するための改正